

市第 187 号議案

横浜市職員の退職管理に関する条例の制定

横浜市職員の退職管理に関する条例を次のように定める。

平成28年 2 月 16 日提出

横浜市長 林 文 子

横浜市条例（番号）

横浜市職員の退職管理に関する条例

（趣旨）

第 1 条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第 261 号。以下「法」という。）第38条の 2 第 8 項、第38条の 6 第 2 項及び第65条の規定に基づき、職員（法第38条の 2 第 1 項に規定する職員をいう。以下同じ。）の退職管理に関し必要な事項を定めるものとする。

（再就職者による依頼等の規制）

第 2 条 法第38条の 2 第 1 項、第 4 項及び第 5 項の規定によるもののほか、再就職者（同条第 1 項に規定する再就職者をいう。）のうち、同条第 8 項の国家行政組織法（昭和23年法律第 120 号）第 21 条第 1 項に規定する部長又は課長の職に相当する職として人事委員会規則で定めるものに離職した日の 5 年前の日より前に就いていた者は、当該職に就いていた時に在職していた執行機関の組織等（法第38条の 2 第 1 項に規定する地方公共団体の執行機関の組織等をいう。）の役職員（同項に規定する役職員をいう。）又は同条第 8 項の役職員に類する者として人事委員会規則で定めるものに対し、契約等事務（同条第 1 項に規定する契約等事務をいう。）であって離職した日の 5 年前の日より前の職務（当該職に

就いていたときの職務に限る。) に属するものに関し、離職後 2 年間、職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼してはならない。

(任命権者への届出)

第 3 条 管理又は監督の地位にある職員の職として人事委員会規則で定めるものに就いている職員であった者(退職手当通算予定職員(法第 38 条の 2 第 3 項に規定する退職手当通算予定職員をいう。)) であった者であって引き続いて退職手当通算法人(同条第 2 項に規定する退職手当通算法人をいう。)の地位に就いているもの及び公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律(平成 12 年法律第 50 号) 第 10 条第 2 項に規定する退職派遣者を除く。)は、離職後 2 年間、営利企業(法第 38 条第 1 項に規定する営利企業をいう。以下同じ。)以外の法人その他の団体の地位に就いた場合(報酬を得る場合に限る。)又は営利企業の地位に就いた場合は、日々雇い入れられる者となった場合その他人事委員会規則で定める場合を除き、人事委員会規則で定めるところにより、速やかに、離職した職又はこれに相当する職の任命権者に氏名その他の人事委員会規則で定める事項を届け出なければならない。

(委任)

第 4 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

(過料)

第 5 条 第 3 条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、100,000 円以下の過料に処する。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

提 案 理 由

地方公務員法の一部改正に伴い、職員の退職管理に関し必要な事項を定めるため、横浜市職員の退職管理に関する条例を制定したいので提案する。